

暮らしと
お金

生前贈与ってナニ?〈前編〉 「住宅取得等資金」などの 上手な利用法を知ろう。

「生前贈与」という言葉をご存じですか。生前に個人の資産を、(自己の意思で)引き継いでもらいたい人に譲り渡すこと。シニア世代にとって無関心ではられないテーマです。ではその目的は? 神戸相続サポートセンター代表の原崇浩さんに話をうかがいました。

「生前贈与の目的の一つは相続税の節税です。生きている間に財産を移していくと、相続財産が減り、その結果相続税を減らすことになります。また、『相続税なんて我が家には関係ないよ』と言われる人も、子どもの世代が何かとお金が必要となる時期に、お金を援助してあげるという活用方法もあります」。

しかしいくら家族間とはいえ、まとまったお金を渡すと、贈与税が発生してしまいます。贈与の際、上手に利用したいのはいくつかある贈与税の非課税制度。その一つが「住宅取得等資金の特例」です。「住宅を取得するために両親や祖父母から資金援助を受けた時、一定の条件をクリアすれば

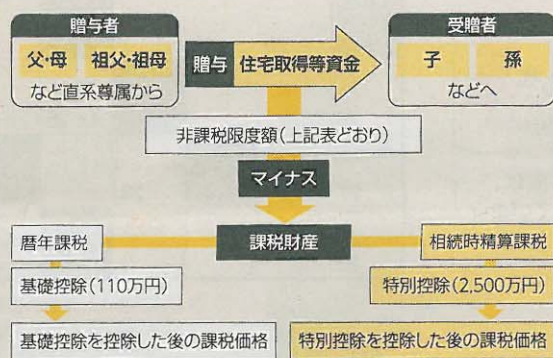
ば税額が減額される制度です」と原さん。

この非課税となる限度額は、下表のように贈与年や住宅の種類によって異なり、平成24年中なら省エネ・耐震対応住宅で1,500万円、一般住宅で1,000万円までが非課税となるので、メリットは大きいと言えます。ただ対象者は、贈与を受ける年の1月1日で20歳以上の子ども・孫などに限られています。「新非課税制度とも呼ばれていて、お金の流れをよくして、景気を向上させようという国の思惑もあるんですよ」と原さんは話します。

また、夫婦間の贈与においても、〈贈与税の配偶者控除〉という制度があります。婚姻期間が20年以上の夫婦間において、居住用の不動産(またはその取得資金)を贈与した時には、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円までが非課税とされています。つまり、これにより相続財産を大幅に減らすことが可能となります。ただしこれは、同じ配偶者から一生に1度だけしか利用できませんのでご注意ください。

住宅取得等資金贈与税の 非課税限度額

住宅の種類	贈与年	平成24年中	平成25年中	平成26年中
省エネ・耐震対応住宅		1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般住宅		1,000万円	700万円	500万円



「新非課税制度」の イメージ

「住宅取得等資金」の贈与税の非課税についてのあらまし。平成24年1月1日から平成26年12月31日まで、父・母・祖父・祖母など直系尊属から子・孫への贈与についてこの制度を利用できる。(国税庁HP参照)



生前贈与についてお話をうかがいました。

行政書士法人 神戸相続サポートセンター代表
税理士法人 芦田合同会計事務所副所長 原 崇浩さん(はら・たかひろ)

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー。「今、お客様が望むものは何かを常に考え、その実現に向けたお手伝いをさせていただくため全力で取り組んでいます」。相続手続、相続税申告、遺言書作成などの60分無料相談(初回・予約制)のほか各種セミナーを実施。 ☎0120-953-720 <http://www.kobe-souzoku.com>

次回のテーマ

●9月下旬発行の「これから」秋号では、生前贈与・後編をお届けします。暦年課税など生前贈与の現在の制度の仕組みとメリットについて考えます。